

環境 だより



庭木や雑草に関する苦情 が寄せられています！

草木の繁茂はんもは次のような生活環境の悪化を招きます。

▽害虫の発生や花粉の飛散

▽見通しが悪くなることでの交通事故

故の誘発

▽ごみの不法投棄

▽たばこのポイ捨て、また放火による火災等

定期的に草刈り、樹木の枝切りをおこない、「自分」の土地は、「自分」で管理をするという意識を持って、適正な管理を心がけましょう。

なお、「自身で剪定・除草された枝、草は、「有機資源保管所」へ持ち込むことができます。

有機資源保管所

開所日

▽豊田地区 金・日曜日

▽二ツ屋地区 土・月曜日

開所時間 午前9時から正午、午後

1時から4時

※年末年始は除きます。

野焼きは禁止されています

「近所で草木を燃やして臭いがする」「煙で布団や洗濯物に臭いがついてしまう」など野焼きに対する苦情が数多く寄せられています。野焼きは、「廃棄物の処理および清掃に関する法律」により、以下の例外を除き原則として禁止となっています。

また、一定の構造基準を満たしていない焼却炉についても使用が禁止されていますのでご注意ください。

焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却

▽国または地方公共団体が施設管理をおこなうために必要な焼却

▽災害予防、応急対策、または復旧のために必要な焼却

▽風俗習慣または宗教上の行事をおこなうために必要な焼却

▽農林業を営むためのやむを得ない焼却

▽たき火など日常生活を営む上で通常おこなわれる軽微な焼却

※なお、このような例外でも煙害で周囲に迷惑がかかる行為は指導の対象になります。

問合せ先

環境対策室 ☎95-1613

犬の優良

飼養者表彰



尾北狂犬病予防推進協議会では、次の要件に該当する犬の飼い主の方を「優良飼養者」として表彰します。

要件

①登録してから前年度末現在（令和5年3月31日時点）で、12年以上継続して同一犬を飼養し、当該犬が生存していること。かつ、狂犬病予防注射を毎年実施している方

②飼養期間中、こころ傷事故がなく、適正飼養している方

③過去に優良飼養者表彰を受けていない方

応募方法 要件に該当している方は、町から推薦しますので環境対策室へお申し込みください。

応募期限 8月4日（金）

※被推薦者については、尾北狂犬病予防推進協議会で審査の上、表彰者を決定します。

問合せ先

環境対策室 ☎95-1613

やろ舞い太鼓講座

9月9日（土）開催の大口町やろ舞い大祭にて、鳴子踊りの太鼓を中心とした、お子さんから大人のどなたでも気軽にできる内容です。皆さん一緒に楽しみませんか。太鼓講座にぜひ、ご参加ください。

日時 7月1日（土）から9月2日（土）毎週土曜 午後7時から8時まで
（8月12日、19日は休み）

場所 町民会館 1階会議室

対象 小学生以上

講師 日本太鼓研究会（大口町文化協会）

受講料 1,000円

申込みおよび問合せ先 事前申込みは不要、随時参加可能です。日本太鼓研究会は、毎週土曜日午後7時から9時まで、町民会館で練習しています。

☎090-2921-7732（長谷川）

